

高知県暴力団排除条例

平成23年4月1日施行



高知県警察本部刑事部

総則

目的 (第1条)

官民一体となった
「暴力団排除のための各種施策」
を強力に推進



★県民の安全で安心な生活の確保
★健全な社会経済活動の発展

定義 (第2条)

条例で使用される言葉を定義しています。

- 暴力団…暴力団対策法で規定する指定暴力団に限らず、すべての暴力団を指します。
- 暴力団員等…暴力団員と暴力団準構成員(※)を指します。
- 暴力団事務所…暴力団の活動拠点である施設やその区画された部分を指します。

※「暴力団準構成員」とは、暴力団員以外の者で、暴力団の一定の統制の下にあり、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為を行ったり、暴力団の運営に協力したりするもの。

基本理念 (第3条)

プラスワン
三ない運動+1

- ①暴力団を恐れない
- ②暴力団に資金を提供しない
- ③暴力団を利用しない
- +
④暴力団と交際しない



県・県民・事業者の責務 (第4・5条)

- 県は、
暴追センター(※1)、民暴委員会(※2)、暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図り、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進します。
- 県民の皆さんは、
暴力団の排除活動に自主的に取り組んだり、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めましょう。
- 事業者の方々は、
暴力団との社会的に非難されるべき関係(※Q1)を絶つように努めましょう。
※暴力団の排除に関する情報を知ったときは、県に情報を提供するよう努めましょう。



※1「暴追センター」とは、(公財)暴力追放高知県民センターのことです。
※2「民暴委員会」とは、民事介入暴力事案の被害者救済及びその事前防止を目的として設置された「高知弁護士会民事介入暴力対策委員会」のことです。

Q1 「暴力団との社会的に非難されるべき関係」とは、どのような関係のことですか？

- A 例えば、相手方が暴力団員と知りながら
- その主催するゴルフコンペに参加している
 - 頻繁に飲食を共にしたり、同伴旅行をしている
 - 誕生日、結婚式、還暦祝いなどの名目で暴力団が集まる行事に出席している
 - 暴力団員が関与する賭博等に参加している
- などの関係が該当することとなります。



暴力団を許さない社会づくりを推進します

県の事務及び事業における暴力団の排除（第6条）

県は、県が発注する公共工事などすべての事務・事業において、暴力団員又は暴力団、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者については、入札参加資格の取消しや指名停止、契約の解除、許認可等の取消しなどの必要な措置をとります。



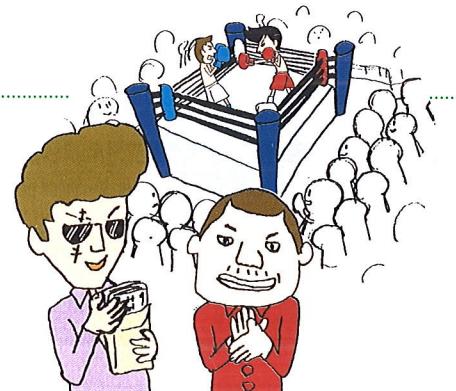
不当要求行為に係る措置（第7条）

県は、県の事務・事業を契約した事業者に対して、暴力団員等から不当要求行為を受けたときには、県に報告を行うことを義務付けるなどの必要な措置をとります。

それらの事業者が、必要な措置をとらなかった場合は、契約を取り消したり、入札に参加させないことができます。

県立施設の暴力団の利用制限（第8条）

県又は指定管理者は、県立施設を、暴力団の襲名披露や出所祝いなどの活動、活動資金を得るために利用させません。暴力団の活動に利用されると認めるときは、利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができます。



県民等に対する支援（第9条）

県は、県民の皆さんが暴力団の排除活動に自主的に取り組むことができるよう、情報を提供したり、助言をするなど必要な支援を行います。

また、事業者により結成された「みかじめ料等縁切り同盟」（※Q2）等の団体に対して、暴追センター、民暴委員会などと連携して、暴力団の排除のために必要な支援を行います。

Q2 「みかじめ料等縁切り同盟」とはどのような団体ですか？

A 暴力団の資金源である用心棒代などのみかじめ料の支払いを断固拒否するため、「みんなで拒めば怖くない」をキャッチフレーズに仲間を募り、同盟を結成し、会員に代わって委任を受けた弁護士が支払い拒否手続きを法的に代行するとともに、警察と暴追センターが支援するという全国に先駆けて高知県で取り組んだシステムです。

平成28年末現在、飲食業界等を対象とした「宿毛地区・中村地区・高知地区みかじめ料等縁切り同盟」、県内全域を対象とした「建設業みかじめ料等縁切り同盟」「遊技業みかじめ料等縁切り同盟」「不動産業みかじめ料等縁切り同盟」が結成されており、約1300の事業者が加盟されています。



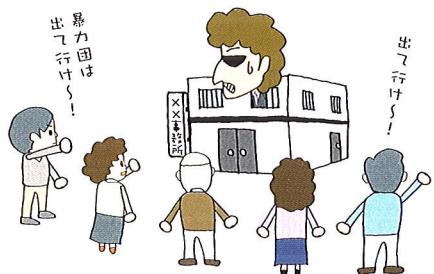
警察による保護措置（第10条）

暴力団の排除活動に取り組んだことなどにより暴力団から危害を加えられるおそれがある方に対しては、警察官が警戒したり、その他の保護のために必要な措置をとります。



訴訟に対する援助（第11条）

県は、暴力団事務所の使用の差止め請求や暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求などの暴力団の排除に役立つと認められる民事訴訟を提起する方に対して、情報の提供などの必要な援助を行います。



社会復帰支援の推進（第12条）

県は、事業者や暴追センターなどと連携を図り、暴力団員の離脱を促進し、離脱した者を社会復帰させるため、就労を支援したり、その他の必要な措置をとります。

国及び他の都道府県との連携（第13条）

県は、国や他の都道府県との連携を図りながら、暴力団の排除のための活動を推進します。

市町村への支援（第14条）

県は、市町村に対して、暴力団の排除のための施策が講じられるよう情報の提供などの必要な支援を行います。

広報及び啓発（第15条）

県は、県民の皆さんのが暴力団の排除の重要性について理解を深めることができますように、広報活動や啓発活動を行います。

青少年の健全な育成を図るために措置をとります

暴力団事務所の開設及び運営の禁止（第16条）

青少年の健全な育成に悪影響を与えないようにするために、保護対象施設の敷地の周囲200メートルの区域内で、暴力団事務所を開設・運営することを禁止します。

保護対象
施設

学校、家庭裁判所、児童福祉施設、少年鑑別所、
公民館、図書館、博物館、保護監察所

※条例の施行（平成23年4月1日）の際に現に運営されている暴力団事務所には適用できません。



青少年に対する教育等のための措置等（第17条）

県は、中学校、高等学校などにおいて生徒が暴力団に加入せず、暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じて行われるように、適切な措置をとります。

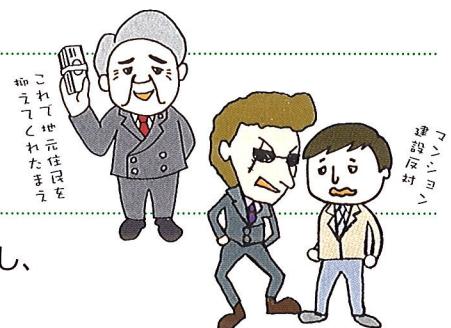
警察本部長は、講師として警察官を学校に派遣するなど、必要な支援を行います。



事業者が暴力団に利益を供与することを禁止します

暴力団を利用することの禁止（第18条）

事業者が、事業に関して、暴力団を利用することを禁止します。



利益の供与等の禁止（第19条）

事業者が、事業に関して、暴力団員等や暴力団員等が指定した者に対し、

- 暴力団の威力を利用する目的で利益を供与すること
 - 暴力団の威力を利用したことに関して、利益を供与すること
 - 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益を供与すること
- を禁止します。

悪質な違反者は、勧告・公表される場合があります。

また、事業者が、事業に関して、

- 暴力団の活動を助長したり、暴力団の運営に役立つこととなることを知って、利益を供与すること
 - 暴力団に対して、不当に優先的な取扱いをすること
- も禁止します。

☆勧告事例

平成28年中、飲食店経営者等が、暴力団に対し、暴力団の威力を利用する目的で「みかじめ料（用心棒代）」を供与していた事案で条例を適用し、公安委員会が飲食店経営者等に勧告を行っています。

Q3 「利益供与違反となる具体的な行為」を教えてください。

A 事業者の方が、

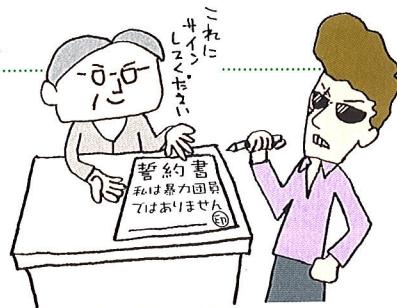
- 店のトラブルを解決してもらう目的や解決してもらった見返りとして暴力団員等に「用心棒代」を支払うこと
 - 暴力団に協力するつもりで、暴力団員等から正月用しめ縄や門松等を市場価格より高額で購入すること（相当の対償がない）
- などが該当します。

「金で済むことなら」と安易な気持ちで暴力団に資金を提供し、関係を持つことは絶対にしないでください！



取引の関係者の確認（第20条）

事業者は、事業の取引が暴力団の活動を助長したり、暴力団の運営に役立つものである疑いがあると認めるときは、県に情報を提供するように努めるとともに、相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めることとします。



暴力団員等が利益の供与を受けること等を禁止します

利益の供与を受けること等の禁止（第21条）

暴力団員等が、事業者の意図（※）を知り、利益の供与を受けることを禁止します。

また、暴力団員等が、事業者からの利益の供与を、自らが指定した者に受けさせることも禁止します。

※事業者が、暴力団の威力を利用する目的や暴力団に協力する目的などを持っていること

☆勧告事例

平成28年中、暴力団員が飲食店経営者から「みかじめ料（用心棒代）」を徴収していた事案で条例を適用し、公安委員会が暴力団員に勧告を行っています。



悪質な違反者は、勧告・公表される場合があります。

不動産の譲渡等をしようとする者の講すべき措置等

不動産の譲渡等をしようとする者等の責務（第22条）

不動産の譲渡等をしようとする方は、譲渡等の契約を締結する前にその相手方に対して、暴力団事務所として使用しないことを確認するなどし、暴力団事務所の開設防止に努めることとします。

また、暴力団事務所として使用されていることが判明すれば、契約を解除したり、不動産の買戻しをするよう努めることとします。



不動産の譲渡等の代理等をする者等の責務（第23条）

不動産の譲渡等の代理又は媒介をする方は、譲渡等をしようとする方が、第22条の規定を遵守できるように、助言するなどの措置をとることとします。

何人も、譲渡等をしようとする不動産が暴力団事務所として使用されることを知りながら、不動産の譲渡等やその代理又は媒介をすることを禁止します。

悪質な違反者は、勧告・公表される場合があります。

☆勧告事例

平成28年中、不動産を管理する者が、暴力団事務所となることを知りながら、暴力団幹部にその不動産を賃貸した事案で条例を適用し、公安委員会が不動産の管理者に勧告を行っています。

祭礼等から暴力団を排除します

行事主催者等の責務（第24条）

祭りや花火大会の行事主催者等は、露店を出そうとする者が暴力団員等でないことを確認するなどして、暴力団の排除に努めることとします。

行事主催者等が、暴力団員等が出店する露店と知って、暴力団員等に露店を出させることを禁止します。

☆行事主催者等は、開催する行事に関し、暴力団排除条項を規定した「開催規則」等を作るよう努めることとします。



義務違反者に対する措置

調査、勧告等（第25条）

- 禁止行為
- 事業者が暴力団の威力を利用する目的などで利益を供与すること（第19条第1項）
 - 暴力団の活動や運営に協力する目的で相当の対償のない利益を供与すること（第19条第1項）
 - 暴力団員等が事業者の意図を知つて利益の供与を受けること（第21条第1項）
 - 暴力団事務所として使用されることを知つて不動産の譲渡等やその代理又は媒介をすること（第22条第2項）
 - 暴力団員等が出店する露店と知って暴力団員等に露店を出させること（第24条第2項）



悪質な違反者は、公安委員会から勧告を受けたり、違反事実や名前などを高知県警察のホームページ等に公表されることがあります。

雜 則

委 任（第26条）

条例の施行に関して必要な事項は、公安委員会規則で定めます。

罰 則

罰 則（第27条）

第16条の規定に違反して、暴力団事務所を開設又は運営した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

両罰規定（第28条）

違反者を罰するだけでなく、その法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含みます。）又は人に対しても罰金が科せられます。

施行期日

平成23年4月1日

経過措置

第16条第1項（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）は、条例の施行の際に現に運営されている暴力団事務所には適用できません。ただし、抗争の末に暴力団A組が暴力団B組になったような場合は、新たな暴力団事務所として条例が適用されます。